

- 1 日 時** 令和2年12月1日(火) 15:00～16:45
- 2 場 所** 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- 3 出席委員** 遠藤克宏委員, 小野寺治歌委員, 小野寺正枝委員, 癸生川義浩委員  
高屋隆男委員, 斎藤有美委員, 庄子希恵委員, 蔦森武夫委員  
寺本淳志委員, 林みづ穂委員 (計10名)
- 4 欠席委員** なし
- 5 事務局** 教育長 佐々木洋, 教育局次長 本木一昭,  
教育局学校教育部長 郷家貴光, 教育局学校教育部参事 鎌田康彦,  
教育局学校教育部特別支援教育課長 原新太郎 (計6名)
- 6 担当課** 教育局学校教育部特別支援教育課 主幹 秋山一郎  
主任指導主事 渡部智之, 大久耕  
指導主事 小堤智美, 佐藤陽子, 西村茂貴, 鈴木佳子, 丹野尚
- 7 次 第**
- (1) 開会
  - (2) 委嘱・任命状交付 (机上配布のみ)
  - (3) 教育長挨拶
  - (4) 委員紹介
  - (5) 委員長・副委員長選出
  - (6) 委員長・副委員長挨拶
  - (7) 検討依頼
  - (8) 議事
    - ①仙台市の就学支援の在り方検討委員会の運営について (案)
    - ②仙台市の就学支援の在り方の検討について
    - ③仙台市の就学支援の在り方検討スケジュール (案) について
    - ④仙台市の就学支援の概要と現状
    - ⑤その他
  - (9) 閉会
- 8 会議資料**
- 資料1 仙台市の就学支援の在り方検討委員会 委員名簿
- 資料2 仙台市の就学支援の在り方検討委員会 事務局名簿
- 資料3 仙台市の就学支援の在り方検討委員会設置要綱
- 資料4 仙台市の就学支援の在り方検討委員会の運営について (案)
- 資料5 仙台市の就学支援の在り方検討について
- 資料6 仙台市の就学支援の在り方検討スケジュール (案)
- 資料7 仙台市の就学支援の概要と現状

## (1) 開会

### 事務局（特別支援教育課主幹）

本日はご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、「第1回 仙台市の就学支援の在り方検討委員会」を開会いたします。

私は、仙台市教育局特別支援教育課主幹の秋山と申します。委員長が決定いたしますまでの間、進行させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、会議の公開・非公開の取扱いにつきましては、後ほど議事の中でご審議いただく予定でございますが、当検討委員会は、仙台市の要綱に基づく附属機関等に位置付けられており、本市におきましては原則公開とする方針がございますことから、議事で正式な決定を行うまでの間、公開という形で進めたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

## (2) 委嘱状・任命状交付

### 事務局（特別支援教育課主幹）

はじめに、委員の皆様への委嘱状・任命状につきましては、予め机上に置かせていただいておりますことをご了承願います。

なお、委員の皆様のご紹介につきましては、後ほどさせていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

## (3) 教育長挨拶

### 事務局（特別支援教育課主幹）

それでは、開会にあたりまして、教育長からご挨拶を申し上げます。

### 事務局（佐々木教育長）

教育長の 佐々木 と申します。

本日は、ご多用の中、今般設置いたしました仙台市の就学支援の在り方検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本市の教育行政、特に特別支援関係につきましてご理解ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

この委員会でございますが、本市では就学支援委員会を設置し、障害のある子供の学びの場の選択にあたって、しっかりと審議し決定しております。近年、特別支援教育の分野で保護者の皆様のご理解も進み、様々な支援の道を選択するという方が増えまして、この就学支援委員会の年間審議件数も先月段階でございますが、年間750件あまりと大変多くなってきております。

また、インクルーシブ教育の推進ということで、特別支援学校、特別支援学級の子供たち、あるいは、通常の学級の子供たちとお互いに交流したり、ともに学校の外に出て様々な社会経験、体験を行っているということでございますので、この点については今後もさらに推進していかなければならないと考えております。

こうした本市の特別支援教育の現状から、本委員会におきましては、これからの障害がある子供の就学先決定のための仕組みづくり、あるいは教育相談、そして就学支援委員会の審議等の在り方についてご検討し、ご報告させていただきたいと考えております。委員の皆様がご検討いただく内容が今後の本市の子供たちの自立と自己実現、そして子供たちの笑顔や幸せにつながる内容となってまいりますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

#### (4) 委員紹介

##### 事務局（特別支援教育課主幹）

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿順に従いましてご紹介申し上げますので、要項1ページ、資料1の委員名簿をご参照願います。

仙台市立袋原中学校校長，仙台市中学校教育研究会特別支援教育研究会長 遠藤克宏委員でございます。仙台市立南材木町小学校校長，仙台市小学校教育研究会特別支援教育部会長 小野寺治歌委員でございます。障害児者を守る日実行委員会委員長 小野寺正枝委員でございます。仙台市立鶴谷特別支援学校校長 癸生川義浩委員でございます。東北福祉大学准教授 高屋隆男委員でございます。仙台市立鶴谷特別支援学校父母教師会副会長 齋藤有美委員でございます。子供未来局子供保健福祉課課長 庄子希恵委員でございます。健康福祉局北部発達相談支援センター所長 蔦森武夫委員でございます。宮城教育大学准教授 寺本淳志委員でございます。

なお、林みづ穂委員につきましては、本日所用がございまして若干遅れていらっしゃるというご連絡を事前にいただいております。いらっしゃいましたら、改めてご紹介いたしますのでよろしく願います。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

要項2ページ、資料2の事務局名簿をご参照願います。

先ほどご挨拶をいたしました仙台市教育委員会教育長 佐々木洋でございます。教育局次長 本木一昭でございます。教育局学校教育部長 郷家貴光でございます。教育局学校教育部参事 鎌田康彦でございます。教育局学校教育部特別支援教育課長 原新太郎でございます。

以下、事務局員は名簿をもって紹介に代えさせていただきます。よろしく願います。

#### (5) 委員長・副委員長選出

##### 事務局（特別支援教育課主幹）

続きまして、委員長及び副委員長の選出でございます。

要項3ページの「資料3 仙台市の就学支援の在り方検討委員会設置要綱」をご覧ください。こちらの第5条第2項にございますとおり、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長がご指名いただくことになっております。

まず、委員長の選出につきまして、お諮りいたします。

どなたかご推薦のある方は、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

##### (癸生川委員)

特別支援教育に広い知見と多くの実績をお持ちでいらっしゃる高屋委員が適任かと思えます。

##### 事務局（特別支援教育課主幹）

ありがとうございます。ただいま、癸生川委員より、委員長を高屋委員にお願いしてはどうかというご提案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、高屋委員に委員長をお引き受けいただきたいと存じますが、高屋委員、いかがでございますか。

(高屋委員)

はい、微力ではございますが、謹んで委員長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：特別支援教育課主幹)

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高屋委員は委員長席にご移動をお願いいたします。席札・資料等は事務局職員がお持ちしますので、そのまま席を移動くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいま選出されました高屋委員長から副委員長をご指名いただきたいと思います。

(高屋委員長)

副委員長には、仙台市小学校教育研究会特別支援教育部会長としてご活躍されていらっしゃる小野寺治歌委員が適任かと思えます。

(事務局：特別支援教育課主幹)

ただいま、委員長から小野寺治歌委員を副委員長に指名するというご提案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、小野寺治歌委員に副委員長をお引き受けいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

小野寺治歌委員は副委員長席にご移動をお願いいたします。席札・資料等は事務局職員がお持ちしますので、そのまま席を移動くださいますようお願いいたします。

**(6) 委員長・副委員長挨拶**

事務局（特別支援教育課主幹）

それでは、ただいま委員長に選出されました高屋委員と、副委員長に選出されました小野寺治歌委員よりご挨拶をいただきたいと思います。

始めに、高屋委員長をお願いいたします。

(高屋委員長)

この度、委員長職を仰せつかりました高屋隆男と申します。元は福島県の特別支援学校に行っておりました。私は今から13、4年前ですが、福島県教育庁特別支援教育課というところに勤務しておりました。その折、いろいろなご縁がありまして仙台市教育委員会の特別支援教育課、当時は室になっていたと思えますが、そこいろいろな面で連絡や情報交換をさせていただきました。仙台市の色々な情報を聞きながら福島県の行政を行っていたということがありました。今回、仙台市の本委員会に入れていただくことで何か不思議な縁を感じているところであります。委員の皆様と一緒に、活発な意見交換を行い、そして有意義な答申ができるように努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局（特別支援教育課主幹）

ありがとうございました。続きまして、小野寺治歌副委員長をお願いいたします。

### 小野寺治歌副委員長

ただいまご指名にあずかりました南材木町小学校校長、仙台市小学校教育研究会特別支援教育部会長を務めさせていただいております小野寺治歌と申します。微力ではありますが、仙台市の子供たちの笑顔のために、力を合わせてより良い就学支援の在り方について考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 事務局（特別支援教育課主幹）

ありがとうございました。

## (7) 検討依頼

### 事務局（特別支援教育課主幹）

それでは、ここで仙台市の就学支援の在り方検討につきまして、教育長から依頼をさせていただきます。

[委員長は起立。教育長は委員長のもとに移動。事務局：佐藤（陽）は介添（広蓋）]

[教育長は依頼書を読み上げ、委員長へ手渡す]

[教育長 事務局側の席に戻る。]

### 事務局（特別支援教育課主幹）

恐れ入りますが、公務の都合がございますので、ここで教育長、次長は、退席いたします。

### 事務局（教育長）

よろしく願いいたします。

## (8) 議事

### 事務局（特別支援教育課主幹）

それでは、ただいまより本日の議事に入ります。

検討委員会設置要綱の定めにより、委員長が議長となることとなっておりますので、ここからは高屋委員長にお渡しいたします。よろしく願いいたします。

### (1) 検討委員会の運営に関する事項について

#### (高屋委員長)

それでは、議事に入ります。

まず、議事の第1の委員会を運営していくために必要な事項についてお諮りいたします。

まずは、会議の公開・非公開等を決めなければなりません、事務局から案が示されておりますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局（特別支援教育課 渡部主任指導主事）

[要項の4ページ、「資料4 仙台市の就学支援の在り方検討委員会の運営について（案）」により説明]

渡部主任：（読み上げ）要綱4ページ参照（資料4）

(高屋委員長)

はい、ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして質問がありましたらお願いいたします。

ございませんか？

事務局（特別支援教育課 渡部主任指導主事）

別紙については、後ほど、お配りします。

[質疑応答] なし

(高屋委員長)

事務局から説明がありましたように、仙台市教育委員会においては、公開が原則となっており、本検討委員会は今後の仙台市における就学支援の方向性の検討という重要な審議を行うものでございますことから、どのように審議が行われているか市民の関心も高いものと思われま

す。よって、私といたしましても事務局案のとおり、原則として公開とし、審議の経過の中で非公開とすべき部分が出ましたら、その都度皆様にお諮りして決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは会議につきましては原則として公開とさせていただきます。

また、議事録の作成についても、説明がありましたが、事務局案のとおりでよろしいかと思いましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

本日の会議の議事録の署名については、名簿の順番から遠藤委員にお願いします。次回以降も基本的には名簿順にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(遠藤委員承諾、全委員異議なし)

それではよろしくお願いいたします。

(傍聴に際しての順守事項配付)

今お配りいただいた「会議の傍聴について守っていただきたい事項」について、事務局から補足があればお願いします。

事務局（特別支援教育課 渡部主任指導主事）

書いてあるとおりでございます。

## (2)「仙台市の就学支援の在り方検討について」説明

### (高屋委員長)

では早速、次の議事に入ります。

議事の第2でございますが、「仙台市の就学支援の在り方検討について」事務局から説明をいただきたいと思っております。

### (事務局：特別支援教育課長)

[要項5ページ、「資料5 仙台市の就学支援の在り方検討について」により説明。]

私からは「仙台市の就学支援の在り方検討について」ご説明いたします。要項5ページの「資料5」に触れながらご説明いたしますので、ご参照ください。

学校教育における障害のある児童生徒の学びの場としては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校がございます。

「障害のある児童生徒」と申し上げましたが、学校教育におきまして「障害」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的障害、自閉症・情緒障害、言語障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他が位置付けられております。

これらの障害がある児童生徒に対しまして、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに的確にこたえる教育を提供するには、学びの場を適切に選択することが非常に大切です。

法令上、児童生徒の学びの場は市町村教育委員会が決定することとなっておりますが、その際には障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等、総合的な観点を踏まえることと、教育委員会が保護者や本人に対して十分な情報提供をしつつ、本人や保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を図ることとされております。こうしたプロセスも含め、学びの場を決定していくことを、私共は「就学支援」と呼んでおります。

本市においては、従来からこのようなプロセスで丁寧に就学支援を行ってきておりまして、学びの場の決定までの具体的な流れや手続きにつきましては、平成のはじめころから大きな変更を行っておりません。

しかし、就学支援が必要な児童生徒の増加や、学びの場の決定にかかわる法令である「学校教育法」や「学校教育法施行令」等の一部改正など、状況の変化があったことから、平成13年度から14年度にかけて「仙台市就学指導検討委員会」を設置いたしまして、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

ただいま「就学指導」と申しましたが、これは現在の「就学支援」と同じ意味で、平成26年頃に呼び方を変更したものでございます。

仙台市就学指導検討委員会からは、平成15年1月に「仙台市における今後の就学指導の在り方に関する報告書」をご提出いただいております。

その中におきましては、

- ・学校教育法施行令等に示された就学基準に基づいて就学指導を行うこと
- ・教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携により就学指導を行うこと
- ・相談支援の充実を図ること
- ・学習障害児や注意欠陥多動性障害児のための通級指導教室を設置した場合には、就学指導委員会に新たな部会を設けること

などといった、基本的な考え方についてご提言をいただきました。当時、教育委員会ではこれを受け、必要な体制整備等に取り組んでまいりました。

その後、平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」の批准など、教育分野だけでなく、国のあらゆる障害者施策について大きな変化がありました。これに関連して、平成 19 年には学校教育法の改正により、特殊教育から特別支援教育に大きな制度の転換があったほか、「インクルーシブ教育システム」という考え方が導入され、障害のある児童生徒の教育そのものに大きな変化がございました。

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある児童生徒が持てる力を最大限度まで発達させることを目的とする中で、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みのことでございます。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある児童生徒に対して最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、そのために通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

現在、特別支援教育はこのような考えた方を根本として行われ、充実が図られておりますが、それに伴って市民の特別支援教育に対する理解も深まり、障害のある児童生徒の保護者が、わが子の特性に応じた専門的な教育を受けることを積極的に希望するようになってきたことなどもあり、就学支援が必要な児童生徒数も増えている現状がございます。

こうした流れの中、本市においては平成 30 年に「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」を策定し、これに基づいて令和 4 年度までの 5 年間の特別支援教育の施策を推進しております。

お手元の参考資料 1 「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」をご覧ください。

本市の特別支援教育の概要については、3 ページからの第 2 章に記述がございましたので、後ほどご高覧ください。

13 ページからは今後の目標と施策を記載しており、施策を 4 つのテーマ「ふかめる」「つくる」「たかめる」「つなぐ」に整理しております。

14 ページ以降はそれぞれのテーマに基づく具体的な施策を記載しておりますが、特に 17 ページの「テーマ 2 つくる」の中に「(1)多様な学びの場の充実」の項目がございました。

「通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、多様な学びの場の選択を可能にするために、環境の充実や仕組みの整備を図ります」といたしまして、「②一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の選択への柔軟な対応」を掲げております。

また、18 ページには「(3)校内就学支援体制の整備」の項目があり、「障害のある児童生徒の相談機能の充実を図ります。」とし、①から④の施策を示しております。

これらのことから、多様な学びの場の選択のための仕組みや、教育相談機能を充実させるための体制など、就学支援に関わる具体的な事項について検討することが必要となっております。

以上ご説明いたしましたように、我が国及び本市の特別支援教育の大きな変化と、本市における障害のある児童生徒の学びの場の選択に係る課題に対応し、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の選択に一層柔軟に対応する体制を構築することが必要となっており、本委員会においてその方向性についてご検討をいただきたいと思いますと考えております。

具体的な内容は資料 5 「2 検討事項」に記載しておりますとおり、

- (1) 本市の就学支援に係る体制に関すること
- (2) 仙台市就学支援委員会の審議等に関すること
- (3) 学びの場の選択に係る関係行政機関等との連携に関すること

(4) その他学びの場の選択に関する事、及び個に応じた一貫した支援に関する事の4項目でございます。

検討期間としては、これから令和3年度にかけての、およそ1年間を予定しております。

私からの説明は以上になりますが、ただいま申し上げました概略に加えまして、検討スケジュール及び仙台市の特別支援教育の概要と状況の詳細につきましては、この後それぞれ渡部主任指導主事と秋山主幹からご説明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### (高屋委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から、特別支援教育の大きな流れと仙台市教育委員会が取り組んできたこれまでの経過等についてご説明いただきまして、また、本委員会において検討すべき内容について、(1)から(4)までの説明をいただきました。つきましては質問がありましたらお願いいたします。

遠慮なさらずにお願いします。

[質疑応答] なし

### **(3) 「検討スケジュール(案)」について説明**

#### (高屋委員長)

続いて、議事の第3、今後の進め方についてでございますが、まず、本委員会の日程について確認しておきたいと存じます。

私どもは仙台市の就学支援の在り方検討委員会の委員に委嘱・任命され、先ほど教育長から検討依頼をお引き受けいたしました。今後、審議を進めるにあたっての基本的な日程を決めてまいりたいと思います。

いつごろまでに検討案をまとめたらよろしいのかなど、事務局から全体の日程についてご説明願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 事務局(特別支援教育課渡部主任指導主事)

[要項の6ページ(資料6)に沿って説明。]

#### (高屋委員長)

はい、ありがとうございます。

#### 事務局(特別支援教育課主幹) (林委員来場)

健康福祉局精神保健福祉総合センター所長 林みつ穂委員でございます。

#### (高屋委員長)

現在、議事の第3に入っておりますが、ただいまの事務局からの説明につきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。意見も含めてどうぞ。

[質疑応答] なし

今後の進め方についての事務局からの提案について、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局からの提案のようなスケジュールで進めてまいりたいと存じます。

#### **(4)「仙台市の特別支援教育の概要と状況報告」説明**

では、議事の第4に入ります。「仙台市の特別支援教育の概要と状況」について、事務局から説明をいただきたいと思います。

##### **事務局（特別支援教育課主幹）**

仙台市の特別支援教育の概要と状況につきまして説明をさせていただきますが、スライドを用いまして、ご説明をさせていただきますと存じます。少しお時間をいただいて、高屋委員長の後ろにセッティングしたいと思いますので、委員長、副委員長は大変申し訳ないのですが、はじめの席にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

委員長、副委員長はそれぞれはじめの座席へ移動

発表準備（主幹：発表席へ移動）

発表内容は、別とじ 資料7参照。

発表終了後、機材撤去及び、委員長、副委員長はそれぞれ委員長席、副委員長席へ移動。

##### **（高屋委員長）**

ただいま事務局から丁寧で分かりやすい説明がありました。説明につきまして、委員の皆様から意見や質問がありましたらお願いいたします。

[質疑応答]

##### **（蔦森委員）**

蔦森でございます。分かりやすい説明ありがとうございました。2点ほど教えていただきたいことがございます。「分からない」でもけっこうですので教えていただければと思います。

1点目。スライド30 中学校特別支援学級在籍数について。平成28年度259名（自情）だったところが、その後ぐっと下がっている。何か理由があるのであれば教えていただきたい。

2点目。スライド34 就学支援員会での審議件数について20～22は600近い審議件数があったのが、平成23年度、震災があった年だが、審議件数がぐっと下がり、その後また増加傾向にある。その理由について分かるようであれば教えていただきたい。

### (事務局：特別支援教育課長)

スライド 30 の特に自閉症・情緒障害学級の子供の数の減少ということですが、その理由はよく分かりませんが、というのが答えとなりますが、少し関連しているかなと思われますのは、通級指導教室の方で発達障害がある子供たちがかなり指導を受けるようになってきており、スライドの 32 にありますように、平成 28 年度あたりから発達障害がある子の通級がかなり増えてきている状況がございまして、この辺とリンクしているかもしれません。以前なら特別支援学級に入っていたような子供が通級指導教室でやっていくというようなケースが出てきたことが考えられるかな、と思っていますが、そこに関して具体的な証拠があるわけではありません。

また、よく見ますと、スライド 29 の小学校の方ですが、実は平成 24 年度をピークにして一回下がっております。小学校のグラフは縦軸が圧縮されているので、中学校に比べると凸凹が小さく見えるのですが、具体的な数字を見ますと、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 50 人くらい減っています。これらが時期がずれて中学校に上がっていくので、そのために中学校の数字が減っていることが目立ちますが、小学校も減っております。これが、どうしてなのか分かりにくいところであります。小学校に関しても、通級の数については増えていますが、時期的には、平成 27 年度以降増えているので、これとリンクしているわけではなさそうだなということは分かります。以上のように、この時期に子供の数が減少した確たる原因というのは分かり兼ねるところであります。

次に、スライド 34 の中で、平成 22 年度、23 年度の間に、がくっと審議件数が減っているということでございますが、実はこの時期、就学支援委員会の取り扱う対象について多少整理をいたしまして、学校の中で明らかに保護者も学校も「このままがいいね」、つまり、通常の学級に在籍しているケースだったのだが、学校としては特別支援学級も考えられるが、保護者が何度も教育相談をしたけどこのまま通常の学級で学びたい、というケースについて、平成 22 年度まではそのような子供たちもすべて就学支援委員会で審議していただいて判断をしていただいていたのです。こういった変化がないだろうという子供については、「毎年度必ず出さなくてもいいよ」と対象を整理したこともございまして、一度減っているわけでございます。ただ、現在も同じやり方で行っているのですが、この後だんだんと数が増えまして、平成の終わりくらいには、平成 22 年度よりも多い数になってしまっているということで、平成 23 年度頃に行った小さな変更ではありましたが、その効果はなくなってしまっているというのが現在の現状です。

### (高屋委員長)

他にありますか？ 時間はまだありますので。丁寧に豊富な説明だったので、多くの学びがあったのですが、次回のために聞いておきたいことはありますか。

### (癸生川委員)

スライド 35、36 についてお伺いしたいことがございます。審議結果に沿う就学、沿わない就学のグラフを見ますと、新就学児はパーセンテージが少し下がっていると言いますか、あまり大きくは変わっていないが、在籍児は沿った就学が増えているということが言えると思うのだが、その理由について教えていただければと思います。

### (事務局：特別支援教育課長)

新就学の場合は、保護者の皆様の色々なお考えを聞きますと、特に、特別支援学級、特別支援学校

の判断が出たお子さんの場合であっても、「やはり入学時は通常の小中学校に一度は経験させたい」あるいは、「通常の小学校の中の通常の学級で勉強させたいんだ」というようなご意見をおっしゃる保護者が多くございまして、そういった方々がここにありますような就学支援委員会の判断に沿わない就学をされているところになってくるのかな、と思います。

一方で、在籍児の場合は、各学校で就学相談を行っていただいて丁寧に時間をかけて、積み重ねて保護者との相談を行っていただいております。そういった学校のスキルが上がっていることもあると思いますし、また、丁寧に対応していただいていることもあり、就学支援委員会の判断が出る前に、かなりの部分で、学校の中での相談が進んでいて、保護者の皆様も「やっぱりそれがいいかな」と思った中で、最終的に就学支援委員会での判断をしていただく、という過程の中で、就学支援委員会の判断結果に沿う形で就学される方が多くなっているのではないかな、と思っております、やはり、学校の先生方の丁寧な教育相談によるものが大きいのではないかと考えております。

### (小野寺正枝委員)

スライド 33 の通常の学級で配慮が必要な児童生徒数につきまして、平成 19 年から約 2 倍になっており、気になったのだが、通常の学級で申し出はないが、学校で配慮があると判断する、というのは、保護者が納得しないというか、申し出はないが、学校では本当は特別支援学級での指導が必要だと捉えているのでしょうか。やけに多いな、と思って、気になりました。

### (事務局：特別支援教育課長)

スライド 33 の子供たちの具体的な様子、状況でございますが、こちらの子供たちにつきましては、特別支援学級の対象となりうる子供も含まれておりますが、実は、ほとんどはそうではなくて、発達障害があっても通常の学級で基本的には学ぶことができるんだけど、例えば自閉スペクトラム症があっても行動上、こだわりがある、みんなと集団生活が難しい、とか、学習障害があっても学力の遅れが大きくなっていくなあ、というような子供たちになります。保護者の申し出がないというのは、必ずしも、保護者の皆様が特別な配慮を拒否しているということではなくて、保護者の皆様が障害が根底にあるということに気づいていない場合があったり、グラフの下の方は診断を受けているということをお前提にしておりますが、もしかしたら何か障害があるのかと思いつつも専門機関に行っていないので、診断をきちんと受けていないんだ、というような子供たちの数が入っていると思います。

下半分は、条件が二つありまして、一つは専門機関で診断を受けているということ、しかもそれを保護者が学校に伝えてくれている、という二つの条件をクリアした子供たちで、はっきりとした状況が分かるわけですが、上の方が、学校が心配だということをお示しておりますので、保護者のお考えとは少し違うものとなっております。

また、数が増えていることがすごく気になるというご指摘をいただきました。これについては、仙台市だけではなく全国的にも全く同じような傾向がございます。この増加している要因は、いったい何なのか、ということにつきましては、専門家の間でもいろいろな意見がだされているところがございます、一つの理由のみでは言えないようでございます。原因はよくわからないけれども、障害がある子どもの実数が増えていることもあると思いますが、それだけではなくて、一つは保護者の皆様、学校の先生を含めて子供を取り巻く大人の人たちが発達障害その他の障害についての理解が深まって、何か心配なことがあると、専門機関にうまくつないでいただい、診断を受けられるようになってきているというような状況があったり、専門機関も充実してきており、そのような子供たちを受け入

れていただいで適切な判断をしていただけるようになっている。あるいは、医療機関などにおいて、発達障害に知見を持ったお医者さんが増えている。そういった様々な要因が重なって、この数に反映されているのではないかと、というのが、多くの方々がおっしゃっている意見でございまして、私どもも「そうなのかな」と考えているところでございます。

## (5) その他

### (高屋委員長)

決められた議事は以上ですが、皆様から何かございましたらお願いいたします。

(各委員からの発言があれば適宜対応) なし

ありがとうございました。今後は限られた期間の中で検討を進めていくスケジュールになります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

今回は、先ほど事務局から説明がありましたスケジュールのとおり、これまでの取組の総括、今後の方向性の検討が議事となる予定です。

本日説明を受けた資料等を踏まえ、皆様から問題点や課題についてご意見をいただきながら審議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは事務局へ進行をお返しします。

## (9) 閉会(16:38~16:41, 3分)

### 事務局(特別支援教育課主幹)

委員長ありがとうございました。

皆様、お疲れ様でございました。

事務局から、3点ほど連絡がございます。

1つ目は、次回の委員会の日程についてでございます。

第2回は、2月10日水曜日、午後3時から、この上杉分庁舎10階の教育局第2会議室で開催の予定でございます。開催のご案内につきましては、皆様にお配りしておりますので、お手数ではございますが、後日、その中にごございます出欠の返信 Fax 用紙を送っていただきますようお願いいたします。

2つ目です。本日の議事内容や資料に関するご質問、ご意見についてでございます。時間の都合で会議中に発言できなかったご意見等につきましては記入していただく用紙を配布しております。追加いただいたご意見についても、会議中にいただいたご意見と同様に取り扱ってまいりたいと存じます。追加のご意見がございましたら、本様式または任意様式でもけっこうですので、12月18日(金)までに事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

最後に、本日配付いたしました資料につきましては、次回も使用いたします。資料はこちらでお預かりいたしますので、お持ち帰りいただかなくても結構でございます。なお、お持ち帰りを希望される場合には、手提げ袋を用意しておりますので、お帰りの際事務局へお声掛けください。

それでは、閉会にあたりまして、郷家学校教育部長より閉会のあいさつを申し上げます。

## 事務局（郷家部長）

皆様，本日の会議，大変お疲れ様でございました。

本日は1回目ということで事務局からいろいろとご説明させていただいたところがございます。短時間に多くことをご説明させていただきましたので，今後ご質問があれば，先ほど事務局から説明がありましたように質問票にご記載いただいて質問をお寄せいただければと考えております。

本市におきましては先ほど課長からも説明がありました「参考資料1 仙台市特別支援教育推進プラン2018」の13ページでございますけれども，「大切なひとり 共に生きるみんな」を目標として掲げているところがございます。すべての子供が自己の能力や個性を十分に発揮し、自立と社会参加が可能となるよう，一人一人の成長を支援していくことを「大切なひとり」という言葉で表しております。これに加え，共生社会を目指し，インクルーシブ教育システムを充実させていくことを「共に生きるみんな」という言葉で表しております。障害のある児童生徒に対しまして，個別のニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備には，今回皆様にご議論いただいております就学支援の在り方が大きなポイントであると考えております。特別な学びの場を希望する児童生徒が増加する中，これをどう適切に実現していくか大変難しい課題であると考えております。

皆様には，今回の会議を含めまして6回に渡りまして検討を進めていただくこととなります。約1年間の長丁場になり，皆様にはご負担をおかけすることとなりますが，今後とも，何卒よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日は，ありがとうございました。

## 事務局（特別支援教育課主幹）

以上で終了といたします。本日はありがとうございました。